

平成24年度

第3回大滝区地域協議会

日時： 平成24年8月29日（水）
午後3時30分～午後3時55分
会場： 大滝総合支所2階大会議室

○ 出席者

・ 地域協議会委員

1号委員： 佐々木 剛 今井 良 元谷 隆 桂川義治

2号委員： 石野良一

3号委員： 小室哲子 岩花幸子 阿戸孝之 近藤春夫 ……以上9名

欠席者： 梅津和弘 中川 学 佐藤富貴子

・ 市 武川支所長 岩渕課長 進藤主査

・ 記者 なし

・ 傍聴者 なし

1. 開 会

地域自治区の設置に関する協議書（以下「協議書」）第9条第4項の規定により、会議成立の旨、事務局から報告。

2. 市長から諮問

平成24年8月27日付けをもって、市長より大滝区地域協議会会長に諮問がなされていることを報告。

「公の施設の廃止及び財産の無償譲渡について（大滝集出荷所）」

3. 会長挨拶

本日は諮問案件でありますので、当協議会で審議の上、当協議会としての意見を答申するということとなりますので、よろしくご審議の程お願いします。

4. 署名人の選任

審議に先立ち、会議録署名人に岩花委員、石野委員を指名

5. 議事（事務局より説明）別紙のとおり

・ 諮問第1号 公の施設の廃止及び財産の無償譲渡について〔大滝集出荷所〕

○質疑応答

委員：　　とうや湖農協に譲渡するということが、道路沿いの店舗についても含まれているのか。

大滝総合支所長：　　今回諮問しているのは、長芋などの選別作業所や保存するための施設の譲渡であり、営業店舗は含まれていないので切り離して考えてほしい。

委員：　　建物を無償で譲渡するということが、固定資産税の課税対象になるのか。

大滝総合支所長：　　課税対象にはなりません。農協が本来の目的のために使用する建物ですので、用途非課税という扱いになります。

委員：　　土地の方はどうするのか。

大滝総合支所長：　　優徳町 87 番地 2 の土地については、農協が所有している土地です。また、平成 7 年に一部増築した部分が優徳町 87 番地 1 の市の土地に建っています。この 87 番地 1 は非常に大きな土地になっており、測量し分筆するには相当の費用が見込まれることから、増築部分に係る敷地については、本来の農協としての目的のために使う建物敷地ということで、市としては無償での使用貸借の方向で考えています。

会長：　　他にないようですので、当地域協議会としての答申書の作成に入りたいと思います。

　　答申書の作成にあたり、どのような方法で作成するかご意見を伺いたと思います。

【「事務局案」という声あり】

会長：　　事務局案が配布されましたが、これについてご意見を伺います。

【「異議なし」という声あり】

会長：　　意義がないようですので、この事務局案をもって、当地域協議会の答申書としたいと思います。

　　なお、答申書については、本日付けで明日市長に答申することといたします。